

別添5 対象事業を実施するにつき必要な許可等の種類及び内容

1 手続きの種類及び内容	5-1-1 (345)
--------------------	-------------

1 手続きの種類及び内容

対象事業を実施するにあたって、許認可等の取得を要する主な事項を表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1(1) 対象事業の実施に伴い必要な手続きの種類及び内容（外郭施設築造・泊地浚渫・埋立）

許認可等の内容	関係法令等の名称	許認可権者等
埋立免許	公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条、第 22 条	横須賀市長
水路関係事項の通報	水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 19 条第 2 項	海上保安庁長官
水路測量許可申請	水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 6 条	海上保安庁長官
共同漁業権漁場内での岩礁 破砕等の許可	神奈川県漁業調整規則 （神奈川県規則第 91 号 令和 2 年 11 月 27 日）第 43 条	神奈川県知事

表 5-1-1(2) 対象事業の実施に伴い必要な手続きの種類及び内容（基盤整備）

許認可等の内容	関係法令等の名称	許認可権者等
区域区分の変更 臨港地区指定の届出	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） 第 7 条 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 4 項	神奈川県知事
用途地域、高度地区の指定 公共下水道排水区域の変更	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） 第 8 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） 11 条	横須賀市長
分別解体等の実施における 対象建設工事の届出等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （平成 12 年法律第 104 号）第 10 条	神奈川県知事

本書に記載した地形図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 を加工して使用したものである。